

建設建築委員会記録(No.23)

1 日 時 令和6年5月16日(木)
午前10時06分 開会
午後 0時05分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委員長	泉 日出夫	副委員長	山内 涼 成
委員	中 島 慎 一	委員	渡 辺 均
委員	西 田 一	委員	松 岡 裕一郎
委員	木 畑 広 宣	委員	浜 口 恒 博
委員	三 原 朝 利		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市戦略局長	上 村 周 二	総務政策部長	吉 峯 禎 利
総務課長	中 山 正 一	計 画 部 長	南 孝 昌
都市計画課長	中 原 康 裕	都市再生推進部長	小 野 勝 也
事業推進課長	一 瀬 修 志	都市整備局長	石 川 達 郎
道路部長	北 島 徳 隆	長寿命化担当課長	楠 根 経 年
河川公園部長	船 越 英 明	神嵐川旦過地区整備室長	草 野 尚 嗣

外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	松 永 知 子	書 記	岩 瀬 美 咲
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第182号 区域区分の見直しに係る都市計画原案の縦覧に際して出された市民意見の議会等報告と市ホームページへの掲載について	継続審査とすることを決定した。
2	区域区分の見直しにかかる都市計画手続きスケジュールの変更について	都市戦略局から別添資料のとおり報告を受けた。
3	門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について	
4	旦過地区再整備事業に関する状況報告について	都市整備局から別添資料のとおり報告を受けた。
5	若戸大橋について	
6	行政視察について	委員会での意見を踏まえて、正副委員長で協議し、視察先の優先順位を決定することとした。

8 会議の経過

(陳情第182号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長（泉日出夫君） それでは、開会します。

本日は、陳情の審査を行い、都市戦略局から2件、都市整備局から2件それぞれ報告を受けた後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第182号、区域区分の見直しに係る都市計画原案の縦覧に際して出された市民意見の議会等報告と市ホームページへの掲載についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長 陳情第182号、区域区分の見直しに係る都市計画原案の縦覧に際して出された市民意見の議会等報告と市ホームページへの掲載についてに対する本市の考えを御説明いたします。

まず最初に、これまでの経緯でございます。

区域区分見直しの取組につきましては、令和5年度に都市計画法に基づく手続に着手したところでございます。具体的には、令和5年8月に都市計画原案を公表しまして、同年9月に縦覧、10月に公聴会を行いました。その後、公聴会で頂きました意見を踏まえ作成をした都市計画原案の縦覧及び意見書の受付を令和6年4月1日から15日までの間行ったところでございます。

まず、陳情にございます都市計画原案に対する意見の市議会建設建築委員会への報告でございますけれども、区域区分見直しの取組につきましては、これまでも北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例に基づきまして、節目ごとに当委員会に報告を行ってまいりました。

そういった中で、令和6年3月7日に開催されました当委員会におきまして、都市計画原案に対し、公聴会で頂きました市街化区域を維持したい、こういった意見を御報告するとともに、この意見を踏まえ作成しました都市計画案の見直し区域の面積及び図面をお示ししたところでございます。

さらに、そのほかに頂いた意見のうち代表的な意見としまして、白紙撤回すべきであるという意見についても御報告をいたしたところでございます。

また、都市計画審議会への報告につきましては、都市計画法に都市計画案に対し提出された意見書の要旨を都市計画審議会に提出しなければならないと規定されております。そのため、都市計画原案に対する意見ではなく、本年4月の縦覧期間にいただいた都市計画案に対する意見書の要旨を、都市計画審議会に都市計画案を付議する際に併せて提出をすることとしております。

なお、当委員会及び都市計画審議会に報告した内容につきましては、どちらも市のホームページにて公表することとしております。

今後も、当委員会をはじめ、土地所有者等の関係者の皆様に対し、区域区分の見直しの進捗に合わせ、御報告をさせていただきます。

以上で陳情第182号に対する本市の考えの説明を終わります。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） せんだっても申し上げたと思うんですけど、区域区分の見直しについては、最初に市が広範囲にわたって発表したときに、私の地元でもそうだったんですが、市民の大反対を頂戴したわけで。その反省に立ち返って丁寧に進めないといけないと思うんですが、すいません、古傷に触って申し訳ないんですけど、あの当時の市民の大反対、私の地元でも本当に保守的な地域で営みを代々にわたって続けてこられていた、そういった市民の皆さんが直接反対の声を上げられたわけですが、その反省を踏まえて、こういった計画に対してどのようなお考えを持っているのかっていうのを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 今西田委員が言われましたとおり、この区域区分見直しにつきましては、当初、令和元年に市から、広範囲にわたって見直し候補地ということで提案をさせていただきました。そういった中で、説明会を繰り返しさせていただいたんですけども、今委員が言われま

したとおり、かなり市民は混乱された。そういった中で、市から、これは提案であって、今後、皆様の意見を聞きながら修正を重ねてまいりますということを、説明会の中で我々は主張させていただいたんですけど、なかなかそれが十分に伝わっていなかったというところで大変申し訳なかったと思っております。

そういった反省の意味も込めて、我々としましてこれまで約280回の説明会、それから、意見書も大体3,600通ほどいただいております、修正案も2回重ねて、先ほど答弁しましたとおり、都市計画手続に入らせていただいているというところでございます。

基本的に先ほど御答弁したとおり、都市計画法に基づいて我々は手続を進めさせていただいており、節目ごとに当委員会にも説明させていただいております。都市計画審議会につきましても、都市計画法に基づきますと、最終的な都市計画案を、今後付議する形にはなっているんですけども、これまでの進捗についてということで、昨年11月の都市計画審議会でも私から中間報告ということで今の進捗状況を一応報告させていただいております。陳情にあるとおり、今までの説明会でどういった意見が出たかということも丁寧に審議会にも報告をさせていただいているところでございます。

また、これまで280回の説明会で出された意見、それに対する市の考えということでホームページにも掲載をさせていただいております。

そういった形で、これまでの反省も踏まえまして、丁寧に今後もやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 法律に基づいては当然のことなのですが、皆さんは法律を運用する立場でもありますんで、今御丁寧に御説明いただきましたが、やはり市民は特に御自身の財産であったりとか、そういった日々の営みについては、ふだんは声を上げない方も、サイレントマジョリティーというか、そういったときにはきちっと意見を強く打ち出されるということを我々も勉強済みですんで、ぜひ今後も法律の運用に関しては特に丁寧にということをお願いして、意見としておきます。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 問題は市民に対してどれだけの情報公開がされたかということだろうと思うんですね。当委員会にも都市計画審議会にも説明をしたということでありましたけれども、市民に開示をする段階で、そういう詳細が果たして出されたのか、こういう意見がありますよという意味での公聴会での意見だとか、そういうものが出されたのかということについてはいかがですか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 公聴会での意見というところでございます。

市民に対してでございますけども、直接的には公表はしておりません。先ほど言ったように、

当委員会には3月に報告させていただいたんですけども、そもそも都市計画法で定められたこの公聴会の意図なんですけども、あくまで都市計画原案から都市計画案に変える際に、きちんと地域の方々、住民の方々の意見を反映する機会を設けることということで、そういった趣旨で都市計画法で定められております。我々としましても、法に基づいた趣旨で公聴会を開催して、意見を聞いて、都市計画案の作成に反映をしていると。そういった反映したものについて、委員会もしくはホームページにアップしているというところで、あくまで法に基づいて公聴会を開催させていただいたというところがございます。

ただ、加えて言いますけれども、市民の方々には、公聴会だけでなく、それまで280回行った説明会の中でいろんな意見をいただいておりますので、ホームページにはアップさせていただいております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 要するに縦覧をなさいということは、市民に対して説明しなさいということが法に基づいて決められているわけですよ。その縦覧というものに対して、一つの資料として、こういう意見がありますよ、こういう意見もありますよというやり方で広く市民の意見を聴取するというのが目的だと思うんですね。だから、これは、機関会議において出すだけではなくて、やはり広く市民に知らせる必要があると思うんです。公聴会についても12人、かなりの方が意見表明をされていますし、こういう意見というものは非常に考えられた、洗練された意見であると思いますので、これはしっかり市民に示した上で、改めて意見を聞くというような正式なやり方で私は議論を求めていく必要があるんだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 再度の答弁になります。公聴会の趣旨は、都市計画案を作成する際に意見を反映するというところなんです。法の趣旨に基づいて、しっかりと意見を聴取したものについては都市計画案に反映をしているというところがございます。なので、公聴会自体の意見を、例えば陳情にあるように立地適正化計画の様式と同じようにやるということは考えておりません。ただ、法の趣旨に基づきまして、4月1日から15日までの2週間行った都市計画案に対する意見書につきましてはきちんと都市計画審議会、もしくは当委員会に意見の要旨、それから、市の考え方というものは、今後、お知らせしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 私は、審議会で決めることだから審議会で報告しときゃいいやないかと、そういう考えでは駄目だと思うんです。できる限りの情報を市民に示した上で、その上での案になる、これが理想だと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、都市戦略局から、区域区分の見直しに係る都市計画手続スケジュールの変更について及び門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について、都市整備局から、且過地区再整備事業に関する状況報告について及び若戸大橋についての以上4件について報告を受けます。都市計画課長。

○都市計画課長 まず、区域区分の見直しに係る都市計画手続スケジュールの変更について報告をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、報告の趣旨でございます。

市街化区域から市街化調整区域への見直しにつきましては、これまで見直し区域の変更に合わせまして、建設建築委員会への報告及び関係者の皆様への周知を重ねてまいりました。

本取組につきましては、前回、令和6年3月に、当委員会に対しまして、区域区分の見直しに係る都市計画案の作成について報告後、同年4月に、都市計画案の縦覧及び意見書の受付を行いました。その中で、頂いた区域区分の見直し区域に関する意見書を踏まえた都市計画案の変更に伴い、都市計画手続のスケジュールに変更が生じるため、報告を行うものでございます。

まず、4月に行った都市計画案縦覧の概況について御説明いたします。

令和6年4月1日から15日まで、市街化調整区域への区域区分見直しに係る都市計画案の縦覧及び意見書の受付を、都市戦略局都市計画課及び各区役所コミュニティ支援課にて行いました。また、縦覧と同時に、皆様がお住まいの地域の状況を確認できるように、各市民センターにおきましても、周辺の状況等が分かる図面と意見書の様式を配置し、意見書の受付を行いました。

結果としまして、見直し区域に関する意見を23名の方からいただいたことから、これまでの見直し区域の修正の考え方を踏まえまして、都市計画案の変更を行うこととしました。また、これに伴いまして、都市計画手続のスケジュール案についても変更となるものでございます。

3番の都市計画手続のスケジュールについて御説明いたします。

太線で囲った部分が前回報告しましたスケジュール案から変更となった部分でございます。

4月の意見書受付の際にいただきました見直し区域に関する意見を踏まえまして、都市計画案の変更を行い、9月に再度都市計画案の縦覧を行います。その後、令和6年11月に都市計画審議会への付議、令和7年1月に都市計画決定を行う予定でございます。

なお、変更後の都市計画案につきましては、国土交通省、福岡県との事前協議後の8月ぐら

いに当委員会にも報告を行う予定でございます。

以上で区域区分見直しに係る都市計画手続のスケジュールの変更について報告を終わります。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について報告させていただきます。

タブレットの1枚目を御覧ください。

門司港地域複合公共施設整備事業に係る市民説明の状況及び複合公共施設整備予定地での旧門司駅舎跡関連遺構の記録保存のための追加の発掘調査、これら事項を踏まえた門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について御報告いたします。

1つ目に、市民説明の状況について御説明いたします。

市民説明につきましては、複合公共施設を利用することとなる門司区の自治会や周辺住民、地域団体を対象としたもの、併せて広く市民に周知を図ることを目的とした事業説明会等を実施することとしております。

まず、門司区の自治会や周辺住民、地域団体への説明状況でございます。

門司区校区自治連合会に対しましては、4月25日から建設予定地に近い校区から順次開催しており、これまで2校区で実施したところでございます。施設利用団体等に対しましても5月13日から開催しておりまして、これまでに2団体に対し実施しております。門司区自治総連合会への説明は6月5日を予定しております。これら自治会、周辺住民、地域団体への説明につきましては、引き続き実施してまいります。

さらに、広く市民等への説明としまして、市民向け事業説明会を公開で5月下旬から6月上旬に開催する予定としております。また、市のホームページも活用し、広く市民に周知するための情報を発信しております。

2つ目に、遺構の追加発掘調査及び記録保存について御説明いたします。

まず、試掘調査の実施状況及び結果についてですが、実施期間は、4月26日から5月1日まで、調査箇所は、10か所にトレンチと呼ばれる穴を掘り、試掘調査を行いました。

タブレットの3枚目の別紙を御覧ください。

上段の配置図で御説明いたします。

黒の点線で囲んだ範囲が複合施設の建築範囲でございます。埋蔵文化財包蔵地の開発行為に関しましては、その影響を受ける範囲を調査の対象とすると規定されており、今回の試掘調査は建築範囲の中を対象としております。

ちなみに、図面の右上が鉄道記念館側で、下側が門司港駅側となっております。今回は赤で囲んでいる10か所を試掘調査しました。

なお、水色の線で囲んだエリアは、昨年度既に発掘調査を終えた区域でございます。黒で塗

り潰している四角の箇所は、昨年度試掘を実施した箇所を参考に掲載しておりますが、ここからは遺構は確認されておりました。

今回の追加調査は、昨年度の発掘調査において、一部で遺構の広がりが判明したことにより調査範囲を拡大して実施するものでございます。

また、昨年度に発掘された遺構と明治時代の建物配置図面とが高い精度で一致したことも踏まえ、改めて範囲を広げた上で調査を行うものでございます。

この追加の調査は、2月議会での修正動議の提案理由にもありました、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存に応えるものでございます。

今回の試掘調査箇所につきましては、建築範囲内において昨年度の発掘調査で得られた成果を踏まえた上で、明治時代の門司駅構内図により駅舎関連建造物が想定される範囲を中心に試掘調査箇所を設定いたしました。黄色の枠で囲んでいる1から5までが建物が想定される場所でございます。

試掘の結果としましては、下の写真にありますように、トレンチ2、3、4で線路の枕木や線路状遺構と見られる黒色の砂利を確認しました。また、トレンチ7、9では、れんが状遺構を確認しております。

この試掘調査の結果を踏まえ、発掘調査を要する範囲決定の考え方としましては、明治時代の門司駅構内図により駅舎関連建築物が想定され、試掘により遺構を確認した範囲、トレンチ2、3、4、7、9の周辺でございます。それと、前回発掘調査の結果、遺構の延長が想定される場所、ちょうど配置図の上側の赤い点線が伸びた場所がございます。こちらについて発掘調査を要する範囲と判断したと聞いております。具体的には、配置図の紫色のエリアを予定しておきまして、その面積は770平方メートルでございます。

調査費につきましては、3,000万円程度を予定しております。

必要経費につきましては、6月議会に補正予算の提出を予定しております。

なお、今回の試掘及び追加の発掘調査の決定に当たりましては、試掘時に県の文化財担当者が現地で立会し、遺構の判断なども共に行っております。また、発掘調査を要する範囲につきましても、現地で県の文化財担当者と協議を行い決定した、このように聞いております。

それでは、タブレットの2枚目にお戻りください。

最後に、今後のスケジュールです。

6月議会におきまして、追加発掘調査及び複合公共施設整備費等の補正予算案を提出いたしまして、その承認が得られましたら、7月から追加の発掘調査及び記録保存に着手いたします。

追加の発掘調査が終了した後、令和6年度中に複合公共施設の建設工事に着手し、順調に工事が進めば、予定される令和9年度中の複合公共施設のしゅん工が可能となります。説明は以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 神嶽川旦過地区整備室長。

○**神嶽川旦過地区整備室長** 旦過地区再整備事業に関する状況報告をさせていただきます。

現在、旦過市場関係者が、北九州市立大学及び北九州市に対し、大学が検討している新学部を再整備区域内に誘致することを要望しております。このたびは、この件につきまして、これまでの経緯と旦過地区再整備事業への影響及び今後の予定について報告いたします。

それでは、タブレットの資料1ページを御覧ください。

初めに、旦過地区再整備事業の概要について改めて御説明いたします。

旦過地区再整備事業は、旦過地区が抱える防災面の課題を解決するため、河川改修事業と土地区画整理事業を一体的に実施し、防災面の向上を図るとともに、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出を目指しております。

区画整理事業は、事業区域を4つの地区に分け、段階的に整備を進める計画です。

中段の図面と表を御覧ください。

初めに整備を行うA地区は、4階建ての立体換地建築物を北九州市が整備します。このほかの地区は、権利者が建物整備を行うこととなっております。

今回、旦過市場が新学部の誘致を要望している場所が、赤枠で囲むBC地区となります。BC地区は、道路、アーケードのある新市場通りと河川管理道に挟まれた宅地でございます。BC地区の建物は、権利者が建物整備を行う地区です。BC地区の土地の取得を考えている市場関係者の方々が、2階建てで建物の検討を進めておりましたので、このページの計画断面図では2階建てで表示をしております。

次に、旦過市場内で行われてきた北九州市立大学の新学部設置要望等の経緯を報告いたします。

今年の1月30日に大学から北九州市へ小倉都心部での新学部設置について協力を求める要望書が提出されました。大学の要望に関する新聞報道がされた1月31日に、BC地区2階の利用方法を模索していた旦過市場役員から、当時の建設局神嶽川旦過地区整備室へ、BC地区が新学部の候補地となる可能性について相談がありました。

市場役員からの相談を受け、大学が求める要件などを勘案し検討を行った結果、一定のめどが立ったため、2月26日に旦過市場が主催する市場と大学連携に関する意見交換会に参加し、BC地区における大学の整備イメージをお伝えしました。この意見交換会において、大学誘致に関して市場の総会で議決を取ることが決定したことから、3月12日、13日に、旦過市場を構成する3つの商業組合の各臨時総会が開催され、各総会で大学の誘致が議決されました。この議決を踏まえ、3月15日に、旦過市場から大学及び市に旦過市場内BC地区への大学設置やにぎわいづくりなどの連携推進に関する要望書が提出されております。

その後、3月21日、4月24日には、総務財政委員会において、北九州市立大学の新学部について報告がされております。

新学部に関する内容が記載されている4月24日の総務財政委員会の資料を別紙で添付してお

りますので、後ほど御覧ください。

続いて、タブレットの資料2ページを御覧ください。

且過地区に大学を整備する場合のBC地区における大学の整備イメージです。

図のとおり、BC地区の建物を高層化するとともに、大学が求める延べ床面積を確保するため、3階以上を道路上空に張り出す建物を想定しております。道路上空の利用については、都市計画法に基づく地区計画を策定し、この計画において、道路区域を立体的に定めることで、立体道路区域、赤斜線の部分になりますが、その外側の空間に建築物を整備することが可能となります。

なお、この図はあくまで整備室が検討したイメージ図です。先ほど説明させていただいたとおり、BC地区の建物は権利者が整備するものですので、建物の詳細は、今後、関係する方々が話し合っただけで決定するものであるということをお知らせいたします。

設置場所決定の最終判断を行う北九州市立大学の現在の考えとしては、小倉都心部で新学部を求める要件を満たす且過市場への新学部設置が最有力であると聞いております。

仮にBC地区へ新学部が設置された場合の再整備事業の影響についてですが、事業費については、BC地区が権利者による建物整備を行う地区であるため、再整備事業の事業費には変更はございません。

また、事業スケジュールにつきましても、BC地区の建物が当初の想定より完成時期に遅れが生じるものの、再整備事業の完了は現計画と変わらず、令和9年度末を予定しております。

小倉都心部の且過市場に新学部が設置されることとなれば、約500名の大学関係者が且過市場に集うことや、デジタル関連企業の集積促進など、小倉都心部のにぎわい創出に大きく寄与することが期待されます。また、多くの若者が長期間にわたり且過市場と関わりを持つことから、且過市場の関係者が目指す次の100年に且過市場をつないでいく大きな力となるほか、デジタル化への連携や大学施設の利用、学生のイベント参加など、幅広い連携が期待できると考えています。

最後に、且過地区再整備事業の今後のスケジュールですが、今年度の夏にA地区及びBC地区の既存建物の解体を開始し、埋蔵文化財調査後、今年度末からA地区の建物整備に着手、そして、令和7年度末にA地区建物整備の完了を目指しております。

大学の新学部は令和9年4月の開校を予定していると聞いております。仮に且過市場に決定した場合には、政策局と連携して、関係者に対して、必要な支援、技術的な助言や関係者間の調整などを行ってまいります。

100年以上の歴史を有する北九州の台所、且過市場を次の100年につないでいくため、これからも市場関係者の方々と連携して、且過市場が、安全・安心でより魅力あふれる市場へ発展していくよう再整備事業に取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長（泉日出夫君）長寿命化担当課長。

○長寿命化担当課長 若戸大橋について御報告させていただきます。

2点、若戸大橋・若戸トンネルの早期無料化についてと若戸大橋の大規模修繕のうち、塗装の塗り替え工事についてでございます。

1 ページを御覧ください。

若戸大橋は、我が国初の長大つり橋を含みます全長2.1キロメートルの有料道路として昭和37年9月に供用開始しました。平成17年9月に北九州市が旧日本道路公団から買い取り、翌年から市が出資、新設した北九州市道路公社が管理を引き継ぎました。平成24年9月に若戸トンネルを供用開始し、2年後の平成26年に平成30年末を目標に無料化することを表明しました。料金徴収期間の終了を計画より9年前倒しして、平成30年12月から無料化され、北九州市の管理となっております。

2 ページを御覧ください。

若戸大橋・若戸トンネルの早期無料化についてでございます。

早期無料化の課題といたしましては、未償還額の返済と無料化後の維持管理費の確保がございました。最終的な未償還額は54億円、そのうち②の道路公社内部留保金につきましては、その財源を積み上げるため、無料化を決定した平成26年から塗り替え工事を休止し、無料化後へ先送りしてございます。

次に、無料化後の維持管理費につきましては、通行料金収入に代わる財源を確保するため、PCB補助金や市の単独費を活用すると想定されていましたが、結果的に令和元年から令和5年まで予算化できず、多額の費用を必要といたします本格的な塗り替え工事に着手できていませんでした。

3 ページを御覧ください。

若戸大橋の塗り替え工事について説明いたします。

つけていますグラフは、縦軸に修繕費用、横軸に年度を示しておりまして、棒グラフの赤い部分は、修繕費のうち塗り替え工事の費用を示しております。

塗り替え工事はさびを防ぎ、若戸大橋など鋼でできた鋼橋の長寿命化を図るために重要な役割を果たすものですが、平成30年の無料化の前後9年間は継続的に行ってまいりました塗り替え工事を実施できていません。これは、無料化を大幅に前倒しするという政策判断と予算が確保できなかったという困難な状態が続いたということが背景にございます。その間には、因果関係は明らかではありませんが、金属片の落下が発生したという事実もございます。

詳しく説明いたしますと、若戸大橋の計画的な維持管理費は、グラフの黄色いラインの平均年間約5億円としておりましたが、無料化表明後の平成26年から無料化した平成30年の間は、支出を抑制し、償還財源を確保するため、塗り替え工事を休止せざるを得ませんでした。黄色いラインと緑のラインの間にございます赤色で着色した部分を償還財源に充当したというイメ

ージでございます。

次に、市の管理となりました令和元年度以降も、投資的経費の抑制など厳しい財政上の制約から、予算化ができなかったため、塗り替え工事に着手できず、緑のラインの支出にとどまることとなりました。

なお、この間、通行の安全性を確保するという観点から、定期点検やコンクリート、路面の舗装など、必要な補修は行ってきました。また、塗り替え工事の再開に向けて、塗装の状態の調査、工法検討や試験施工なども進めてきました。

しばらくの間、予算の確保に苦慮しておりましたが、このたび市政変革の中で、これまで行うことのできなかつた塗り替えを含め、大規模修繕を行う方針に切り替えられたことで、その第一歩として、令和6年度に新たに9億円を計上し、建設建築委員会の皆様をはじめ議会から御承認をいただき、執行することとなりました。感謝申し上げます。

ただ、これは初年度であり、今後はさらに多くの額が必要となる見込みでございます。

4ページを御覧ください。

若戸大橋の塗り替え計画についてでございます。

令和4年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画（若戸大橋編）では、長期的な視点で保全できるよう、耐久性の高い塗装への塗り替えを優先するとしています。若戸大橋は、これまで古い塗装を剥がさずに、6回から7回重ねて塗ってきておりまして、塗装のひび割れですとか、塗装の厚さが厚いということなどから、これ以上重ね続けるということは困難な状態にあります。また、古い塗装に鉛などの有害物質も含まれてまして、環境面などへの配慮からも古い塗装を剥がし、塗り直す必要がございます。塗装を剥がす費用は塗る費用の3倍以上かかりますが、今回、古い塗装を剥がして塗り替えることで、30年間もたせることを見込んでございます。

北九州市が行ってきた調査や工法検討などにつきましては、参考資料として8ページ以降に載せておりますので、後ほど御覧ください。

今後の塗り替え工事は、塗装の間隔が一番空いておりますつり橋部の戸畑側から実施いたしまして、令和14年度を目標に全体を完了させたいと考えてございます。

塗り替え工事費の総額は、今年度予定工事の金額を基に試算いたしますと、概算で約90億円程度となる見込みでございます。

塗装の塗り替え工事の完了後も、鋼部材の交換工事や耐震対策などが必要でございまして、予算の平準化を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

5ページを御覧ください。

最後に、今後の取組のまとめでございます。

インフラ施設の老朽化対策は、生活基盤の安心を支える重要な施策でございます。このため、市政変革の中で財源を確保し、若戸大橋・若戸トンネルの強じん化として予算を増額しました。

また、今年度から、都市整備局に若戸大橋・若戸トンネルの長寿命化を専門的に担う係を新設し、体制を整えました。資材価格の上昇や、将来PCB補助金がなくなる見込みではありますが、必要な予算を確保して、若戸大橋も今後、持続的に安全・安心に利用できるよう、きめ細かな点検や効果的、効率的な老朽化対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。浜口委員。

○委員（浜口恒博君） 若戸大橋について少し質問したいと思います。

2018年に無料化して、これまで経済効果、いろいろな効果があったと思うんですけども、どのような効果が得られたのか、少しその辺の報告をお願いしたいと思います。

もう一つは、9年間塗装をしなくて、休止をして、財源をつくって、今年度から約90億円かけて新たに剥がして工事をするわけでありますけども、この9年間塗装を休止したことによって、橋に対する影響はどの程度あったのか。今までどおりやってきておけば、剥がさなくて、上から塗っていただくだけで、その辺の経費と今回9年休止した結果、剥がす工事が出てくるんです。その違いというのか、その辺を含めて分かれば詳しく教えてください。

○委員長（泉日出夫君） 長寿命化担当課長。

○長寿命化担当課長 今委員から御質問のありました若戸大橋・若戸トンネルの早期無料化の効果ということで、こちらにつきましては、資料7ページに参考資料として、無料化前後の変化ということでつけさせていただきます。

この効果につきましては、昨年6月にも議会で御答弁させていただいておりますけども、まず、交通量につきましては、無料化前は1日当たり5万1,000台だったというものが、1年後、令和元年11月には5万7,000台ということでプラス6,000台、一番直近の調査は昨年11月に行っているんですけども、それが5万9,000台ということで、さらに2,000台増加してプラス8,000台というふうな状況で、交通の流れが分散して変わってきたというような効果が見られております。

その他の効果といたしましては、人口等でございますけど、若戸大橋近傍の人口ですとか、世帯数は増加傾向にあるとか、土地価格がほぼ下げ止まっているといったこと、また、響灘地区に企業の進出ですとか増設というものも無料化後見られておりますので、そういった面で一定の効果があったと考えてございます。

また、今回の大規模な修繕となります塗り替え工事につきましては、参考資料で我々がやってきた調査等もつけておりますけども、9年間空いたといっても、その間何もしていなかったわけではなくて、塗装の付着力の調査というものはしっかり公社時代から、管理が市になってもやってきております。これまで6回塗り重ねてきているということで、このまま塗り重ねるという選択肢もございました。ただ、改めて市が若戸大橋を管理していくといった中で、塗装の塗膜の状況を調査いたしますと、付着力は低下傾向ではあったんですけど、これ以上塗り重

ねると、本当に長い期間を見たときにもつのかということに対してもたないという判断をいたしまして、やはり剥がさないといけないという判断に至ったものでございます。実際試験施工もして、どういう工法がいいか、経済的にも、先ほど御紹介したように剥がす費用というのがかなり高いんですね。塗る費用の3倍以上かかるということで。方法もいろいろありますけども、一番経済性にも優れて、有害物質もありますので、そういう環境面とか作業面に影響のないような方法、熱を使って剥がすというやり方でやれば一番いいだろうということが分かったのでやるんですか、実際剥がしてみますと、部分的には鋼材がちょっと薄くなっているんですとか、腐食があるという箇所がありましたけども、全体的に今すぐに危ないというような状況にはなっていませんので、9年間は空きましたけども、今回このタイミングできれいに古い塗膜を剥がして、新しく塗ることで、30年以上長く健全な状態を保てるということでやらせていただくというものでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 浜口委員。

○委員（浜口恒博君） ありがとうございます。

無料化については、多くの市民からの意見を市で受けていただいて、早めに無料化を実施したということで、そのための財源の確保ということでこういった策を取っていますし、たしか年間5億円ぐらいの通常の維持管理は予算を組んでいると思うんですけども、多くの市民が喜んでいて、いろんな効果もあっていますので、しっかりまた維持管理をしていただきたいと思います。特に潮風といいますか、海の上でありますので、そういった部分で金属が一番弱い部分がありますので、その辺をしっかりとやって、取り組んでいただきたいと思います。引き続き無料化をずっと進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 若戸大橋の件で関連ですので、意見をさせていただきます。

今日の説明を聞けば、必要な整備は今までやってきたということでございまして、この9年間何もしなかったわけではなく、安全確保の補修等は実施しながらも、塗り替え工事の工法検討などを行ってきたということで説明は分かりました。

しかし、先日のRKBの報道、特に最後の市長のコメントを最後まで見た市民はともそういうふうには受け取っていないかと思っております。ほとんどの人が、無料化したから大規模補修ができずにどんどん落下していると受け取っていると思っております。マスコミは何を伝えたかったのか、その意図が全く理解できない。単に市民に無用な混乱と不安を与えただけではないかと思っております。

だからこそ、自分は、前回の委員会で早く市民の不安を払拭してほしいと依頼したが、本日まで何も対応していただけておりません。委員会に報告するのが目的ではなく、市民の不安を早急に解決すべきという思いが伝わっておらず、残念でなりません。マスコミ、特にテレビ報道については、その報道により市民に与える影響が大きいと思うが、当局としてどんな認識な

のか、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（泉日出夫君） 長寿命化担当課長。

○長寿命化担当課長 今委員からございました早急に市民の不安を払拭するためということでありましたけども、今回の報道につきましては、受け止める方々によって様々な受け止め方があると思っております。

ただ、我々といたしましては、平成30年の早期無料化の前後9年間といいますのは、実際多額の費用を必要といたします塗り替え工事を実施できていないといったことは事実でございます、これは御説明いたしましたけども、無料化を大幅に前倒するという政策判断と予算が確保できないという困難な状況が続いたわけでございますけども、この間、コンクリートの補修ですとか、舗装補修にしっかり対応させてきていただいているという中で、今回、別途記者レクなどということにつきましては、市長の発言に大きな間違いですとか誤りがあったわけではないということと、市民生活に直ちに危険が及ぶような緊急性の高い内容ではないというように、きちっと今回、この委員会で整理、説明させていただきたいということ考えたことから、記者レクなど別途実施はしてございません。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 渡辺委員。

○委員（渡辺均君） 分かりました。

今後は大規模な補修をする、また、有害物質も出るのではないかなというようなお答えをいただきましたけども、今後、市民に与える影響が大きいことを真摯に受け止めていただいて、当局の発言が誤解を与えるような発言や正確な発言でなかった場合、その場でフォローするなり、訂正するなりすべきであると思っております。報道されてしまったからでは取り返しのつかない、行政として市民に信頼される情報発信に努めていただきたいと要望して終わります。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） まず、門司港地域の複合施設建設についてお尋ねします。

今やっている作業は、前回、2月定例会の我々議会の修正動議に基づいて進めている作業であると認識していますが、試掘を何か所かやっていて、そのうち遺構と思われる部分が出てきたというところが3か所ですか、何か所かあるわけですが、そもそも当時、2月定例会のときに、昔の施設の配置図みたいなのを見た記憶があるんですが、そういった資料を基に試掘をしたのかっていうのをまずお尋ねしたいと思います。

次、且過地区について、北九大の件なんですけど、すみません、私はほとんどの建設建築委員会での議論をやっていないもんですから。まず、お尋ねしたいのが、北九大のことは政策局に聞いてくれということになるのかもしれませんが、そもそも大学から市へ新学部設置についての要望書が出た翌日に且過市場役員が今の都市整備局に大学誘致の相談をしているんですよ。翌日っていうのがあまりにもでき過ぎてるんじゃないかなと思って、そこの説明から伺いたいと思います。

それと、若戸大橋に関してなんですが、無料化にするときに当然いろんな議論があった中で、やはり財源、それから市民の、特に若松区民の長年の思い、あるいは議会での思い、全てそういったことがあって、特に財源については何とかクリアできるだろうということで無料化に踏み切ったわけですが、財政が厳しい中ではあるんですが、若戸大橋の維持管理費について、現在の御見解、厳しいという御見解はあろうかと思うんですが、過去の経緯を踏まえた上で見解を伺いたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 門司港複合公共施設整備事業の試掘当初、そういった図面に照らし合わせてしたのかというところに関してお答えします。

試掘を昨年3月に行っておりますが、当時、古い図面というのを我々もこの辺に何かがあるんじゃないかっていうところは見つかりませんでした。そこで文化財の担当部署と相談いたしまして、じゃあどこを試掘するのかというところを決めて、試掘を行いました。

また、範囲としましては、それ以外のところ、それ以外というのは建物を建てる範囲で、もともとそういう遺構とか昔の建物がなかったであろうところも一応確認のために試掘しております。その中で、昔の図面と照らし合わせたところで遺構らしきものが発見されたということで、文化財行政を担う文化企画課でそちらを包蔵地として指定をして、今、法にのっとって埋蔵文化財の発掘調査というものをしたというところでございます。

今回につきましては、前回の発掘調査が行われた中で、まだ続いているであろうところが実際掘った中で出てきましたので、まだそこにはあるんじゃないかと。以前、発掘調査で建物があるであろうところも出ていなかったところもあるんですが、今回丁寧な調査というところで、改めて試掘の範囲を定めてして、発見されたところもございまして、そういったもので判断しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 神嶽川旦過地区整備室長。

○神嶽川旦過地区整備室長 旦過市場が北九州市に相談してきたというところの経緯について改めて御説明をさせていただきます。

まず、旦過地区再整備事業ですけれども、北九州市が土地区画整理事業の施行者となっておりますが、あくまで市場の方々と一緒に事業を進めておるものでございます。というところもございまして、私どもは商工貿易会館におりまして、日々市場に足を向けて、毎日市場の方々と話をしておるところでございます。

そうしたところもある中で、今回、旦過市場が要望をされておりますBC地区につきましても、先ほど説明をさせていただきましたが、当初から市場の方々が建物を建設するというところで、このBC地区の建物の検討会というものを令和5年4月に立ち上げて、どういった建物にするのか、どういった使い方をするのかというのを毎月会議を行いまして、話し合いを重ねていたところでございます。

ただ、建物の利用方法につきまして、当初、BC地区の2階部分を飲食ゾーンにしようかという話もあったんですけども、その向かい側に整備を行いますA地区の2階も飲食をできるスペースにしたいという市場の皆さんの考えもあり、両方の建物で2階部分を飲食にするというのはなかなか難しいところがあるよねということで、BC地区の利用方法についてお悩みされていたところが現状ではございます。

そうした状況の中で、大学が小倉都心部に新学部を設置したいという要望を報道で見られた市場の役員から、何とか且過市場に新学部の設置検討の可能性がないのかということの相談を受けたというのが翌日ということでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 長寿命化担当課長。

○長寿命化担当課長 若戸大橋の今後の維持管理費の見解ということでございますけども、先ほども御説明したように、本格的な塗り替えを、今後、大規模修繕として実施していくということで、今年度、9億円の予算を計上させていただいておりますけども、やはり若戸大橋はつり橋部も含めまして、塗る面積が非常に多いということと、剥がす費用も塗る費用の3倍かかるということから、当面の間、年間10億円を超えるような費用が必要となってくると思っております。そちらの件につきましては、しっかりと市政変革の中で予算を確保していくということになりましたので、予算確保に努めて、しっかりと計画的にやっていけるようにするとともに、塗り替え工事が終わった後もまだやる対策がございます。そちらも予算の平準化を図りながらやってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） じゃあまず、門司港の話から行きたいと思います。

繰り返し申し上げてきているんですが、私も文化財に関して素人でありまして、皆さんも、失礼ですけど、素人。ちなみに大学で例えば考古学とかを専門課程で履修された方ってこの中にいらっしゃいますか。ということで、素人だと思うんですが、先ほど県の文化財の担当者が立ち会ったということが答弁の中にあっただかと思うんですが、改めて試掘、それから、今後、本掘に移ると思うんですが、当然専門家の御意見を賜りながら調査していかないといけないと思うんですが、こういった専門家をお考えなのか、お尋ねします。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今回の試掘及び発掘調査なんですけれども、開発に伴う埋蔵文化財の記録調査ということで、法に基づきまして行政において判断するものでございます。そのため、先ほど申しました専門学芸員を擁する県とも密に情報交換しながら、協議の場を持ちながら進めてきたというところでございます。

今回の試掘調査時には、県の文化財担当者が現地で立会し、遺構の検討などを共に行っております。この追加の発掘調査を要する範囲につきましても、現地で県の文化財担当者と確認し、協議を行った上で、専門的知見を持って判断したものと聞いております。以上ござい

す。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）聞いておりますということなのですが、専門家は当然立ち会わないといけないし、専門家の知見の下に進めないといけないと思うんですが、いろんな公共工事がありますね、土木工事、且過もそうだと思うんですけど、こういったケースは、いつも県の方が立ち会われているんですかね。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 すいません、全て県の方が立ち会っているかどうかというのは私は存じていないんですけども、試掘調査をする場合は、市の学芸員、要は文化財の専門家がまず立ち会って、その状況を確認するというところでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）であれば、民間の開発においても、当然市の専門家というか、担当のところが来られるんで、市の専門家、例えば市にも文化財保護審議会の方々もいらっしゃいますんで、市の方を呼ばれる、市の方に立ち会ってもらおうというのが一般的じゃないかなと思うんですけど、何で今回に限って県なのかなと。そこを説明してください。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 当初につきましては、市の文化財の担当者が立ち会ったと聞いております。今回につきましては、この遺構が出て、まださらに調査が必要なところがあるんじゃないかということも踏まえまして、当初は埋蔵文化財の包蔵地ではございませんでしたが、埋蔵文化財包蔵地の指定を受けて、追加で発掘調査をするものでございます。その中で、埋蔵文化財包蔵地を掘るときには、県に我々開発者から、こうやってここを掘りますよというところを通知しなければいけません。それを受けて、県から、じゃあ今回は立ち会おうというところで立ち会ったという状況と聞いております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）それは、北九州市として埋蔵文化財包蔵地を開発するときに県に報告して、県にお伺いを立てるのか、すいません、もう一回手続を説明してください。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 今回は市が複合公共施設を建てる開発者として、その包蔵地を開発するに当たって掘削するときにはこういう行為を行いますと県に通知を出します。民間事業者が同じように開発するときで、包蔵地でそういう工事とか開発を行う場合には、民間事業者がそういう通知を出さなければいけないというところになっております。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）私もそういった御相談を受けてきたということはこの委員会で申し上げてきたと思うんですね。民間が開発するに当たって、そこが包蔵地であれば、皆さん泣く泣く自

腹を切って調査費を出すのか、あるいは開発そのものを諦めるのかという、私はもうずっとどちらかのケースを目の当たりにしてきたんですが、民間の皆さんが県の文化財の調査を受け入れたという記憶がないんですが、北九州市として自治体の場合はそうしないといけないということなんですかね。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 すいません、私はそこまでは存じておりません。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 知らずに、でも掘っているのは皆さんですよ、文化企画課が掘っているんだ。分かりました。

そうは言っても、通常皆さん、そういうケースのときに、開発担当部署として現地がどうなっているかっていうのは把握されているんですよ。都市整備局にしても、都市戦略局にしても、現場現場で今どういう状況かというのは把握されていると思うんですが、県の方が常に調査に来られているのかっていうのはどうなんですかね。市の方が入っていれば、ああ、いつものあの人たちだと分かるんですが、県の方が調査に立ち会っているというのは常なんですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 すいません、常に県が入っているということでは恐らくないとは思いますが、今回のケースの場合は、前回の発掘調査というものもございます。そういったもので我々も丁寧に進めていくということで、県の文化財の担当の学芸員に見に来ていただいて、そこで一緒に確認をしているというところがございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 文化企画課じゃないので、なぜ市の専門家が立ち会っていないのかというのは大きな疑問として提示しておきたいなと思います。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 市の文化財の担当者と県の文化財の学芸員と一緒に確認をしているというところです。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 学芸員の方はもちろん詳しいんでしょうが、我々は修正動議以来、緻密な調査と緻密な記録保存というのを申し上げてきたと思いますんで、それが先ほどの説明にありましたように、文化財包蔵地に改めてなったからということで県の方も来られているのかなというような御説明なんですが、私はやはり学芸員といっても、日々の業務もおありでしょうし、どの程度の知識なのか、私は学術的な権威にきちんと立ち会ってもらおうと、見落としがないように、あるいは価値の、何というか学芸員と学者はニアリーイコールなんですけど、どういった価値をそこに認めるのかというのはまた違うと思いますんで、そこはぜひいろんな御意見を伺っていただきたいと思います。

これも文化企画課に聞いてくれということになるんでしょうけど、どうも日本イコモスがヘリテージ・アラートをICOMOS本部に要請したという情報もあるんですが、ヘリテージ・アラートについて、都市ブランド創造局と何か対応を考えている、協議しているというようなことはあるんですかね。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 ヘリテージ・アラートにつきまして、一般社団法人日本イコモス国内委員会のメンバーから、そういったヘリテージ・アラート発出に向けた準備とか、そういうことが行われるというのは伺っておりますが、私どもに詳しい情報は入っておりませんので、今の段階ではそういった準備をされているっていうところまでの情報でございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） ヘリテージ・アラートがもし、ICOMOS本部から発出されるようなことになると、これ当然全国的なニュースになると思いますし、じゃあそのニュースの論調がどうなるのかなと考えると、ここまでICOMOSが守ろうとしている遺構、遺産に対して、市が無情にも破壊を進めようとしているという論調になりかねない、日本国民から、あるいは世界から、そういう見方をされる可能性もあろうかと思えます。なおのこと試掘、本掘、特にこれから本掘するに当たっては、我々も確かに複合施設は早期に建設すべきという立場ではあるんですが、そこにヘリテージ・アラートが出て、それでもやるんだということであれば、当然学芸員の皆さんには失礼ですけど、やはり皆さんも素人ですから、きちっと学術的権威の方に調査に関しては御意見を賜るということをするべきであるということをお願いしておきます。

それと、且過について、これも先ほど申し上げたようにほとんど議論してきていません。且過市場がぜひ大学をとということなんです、且過市場と大学で具体的にどういった相乗効果が期待できるのか、資料に書いていますけど、もう一度賜りたいと思います。

○委員長（泉日出夫君） 神嶽川且過地区整備室長。

○神嶽川且過地区整備室長 且過市場と大学それぞれのメリットといいますか、効果というところについて御説明をさせていただきます。

まず、且過市場にとってでございますけれども、且過市場は大正時代から今に約100年の歴史を有しておりますが、防災面の課題を解決するために今再整備事業を進めております。且過市場再整備事業の目的としては、説明の中もお伝えさせていただきましたが、次の100年に且過市場をつないでいきたいという市場の皆さんの思いを基に進めておるところでございます。

今回、大学が仮に且過市場の中に新学部を設置することとなれば、多くの若い学生の方々が毎年1学年約120名弱ぐらいの方々が入れ替わり、長期間にわたり、市場との関わりを持つこととなります。この中長期的なにぎわい、若者がずっと市場の中に関わってくれるってことは、若い世代が次の100年に向けて市場に関わってくれるってことで、次の100年をつないでいく且過市場にとって大きな力となるとは考えております。

また、学生のイベントであったり企業コラボ、情報イノベーション学部ならではの、且過市場をデジタルトランスフォーメーションの実証フィールドとして活用するっていうことも大学にとっても利用可能なのではないかと考えております。

大学が小倉都心部を望んでおられる理由っていうのは、担当する局や大学の資料などで確認したところでございますが、そもそも今回新学部の設立について考えていらっしゃるのが、まず、国の施策として、世界的な兆候としてデジタル化の加速度的な進展であったりっていう需要がある中で、日本の国自体がデジタル・グリーン等の成長分野を担う理系学部の専攻する学生の割合が諸外国に比べて低いということで、国、文部科学省が大学・高専機能強化支援事業というものを創設しておるところでございます。そして、その事業につきまして、北九州市立大学としましても、地域内で要望が高まっているデジタル人材を育成、創出するために、その事業を活用しつつ、学部学科の再編を行って、新学部の設置に向けた準備を進めていると聞いております。

新学部の中で市内企業に求められる高度なデジタル人材の創出であったり、市内企業と協働した実践的な教育っていうところを小倉の町なかのほうがりやすいという考えの下で、小倉都心部に新学部を設置したいということで大学も考えていらっしゃると思います。

仮に且過市場に新学部が設置されることとなれば、大学側としては、先ほど申しましたけれども、DXの実験フィールドとしての活用であったり、小倉都心部に進出されているIT関連企業との連携などが期待されるのではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 確かに地元のIT企業等とのジョブ型インターンシップ等とか、ここに書かれているんですね。IT企業と連携するのに、大学がそもそもロケーションを気にしないといけないという、この大きなジレンマというか皮肉というか、そこは指摘しておきたいなと思います。

且過市場の方と日々お話ししているというところで、僕は個人的には且過市場に来るならせめて経済学部か地域創生学群かなと思っているんですが、且過市場の方がDXに関して、特に北九大の新学部に関してどのような具体的な希望とか要望とかをお持ちなのか教えてください。

○委員長（泉日出夫君） 神嶽川且過地区整備室長。

○神嶽川且過地区整備室長 2月26日に、且過市場の主催で、大学、そして、且過市場の関係者の方が参加する意見交換会に私どもも参加させていただいております。その御意見っていうのは、市場全体、多くの方の意見というわけではないんですけども、そこで参加された方々の意見としては、AIを活用した且過モデル、例えば通行客の分析であったり、分析結果を受けた個店への経営改善の提案などができないかと。全国的に今商店街、市場という形態がどこの場所でも苦勞されているっていう現実がある中で、市場の方としては、火災の際にいろいろ

な御支援を全国的にいただいたところなんですけれども、そういった方々に対しても、且過モデルという先ほど申しましたAIを活用したモデルをつかって、それを全国の商店街、市場にも広めて、市場の発展というのを一緒に市場の魅力を高めていくってことに使ったりできないかということであったり、例えばアンケートのリサーチ支援であったり、VRを使った商品紹介など、来場者予測ソフトなどのシステム開発などを、且過市場を実験フィールドとして、その新学部が活用することができないかということをいろいろ考えていらっしゃるってところはございます。

ただ、具体的な内容につきましては、新学部の場所が決定した後に、市場の方々と、仮に決定した場合ですけれども、大学で一緒に話し合いながら考えていくことになるのではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 且過市場の方の御意見というのは私も尊重したいなとは思いますが、ただ、且過市場に限らず、どこの市場でもそうなんだろうけど、どちらかというと私はDXとかAIとかというよりも、商売人の長年の勘みたいなの、例えば八百屋でいったら、今この時期に北九州ではこういった野菜が旬だとか、あるいはこういうお魚が旬だとか、長年の勘の蓄積、経験で、だからこそ市場じゃないのかなとも思っていて、北九大にそこまで求めて果たしていいのかなと。学生の本分である学業ということを考えれば、学研都市とかというところが妥当じゃないのかな。ましてや、新学部はデジタル専門学部ですので、別にロケーションがどうであろうが、学業はきちっとできるんじゃないかなという意見を、今日はもう意見にとどめておきます。本会議でもやりますんで、そこでさらに意見を言わせてもらおうと思います。

それで、埋蔵文化財の話にもなっていますんで、これはA地区のみ埋蔵文化財調査をするってなっています。全部しないって、これ埋蔵文化財包蔵地ですよ。ここは魚町遺跡になるのかな、埋蔵文化財包蔵地であるので、当然全域埋蔵文化財調査をしないといけないと思うんですが、なぜA地区だけなのか、教えてください。

○委員長（泉日出夫君） 神嶽川且過地区整備室長。

○神嶽川且過地区整備室長 今回、事業区域につきましては、委員のおっしゃるとおり、魚町遺跡という埋蔵文化財の包蔵地に位置づけられております。御質問の件で、BC地区に関して認識しておりますが、江戸時代の地図で、当時、このBC地区については小倉城の堀の役割を担っておりました神嶽川の河川区域、要は川の底にあった地域ということが地図上では確認されております。そして、昨年度、A地区とBC地区にまたがるエリアの北側を文化財調査したところ、BC地区よりも少し陸地側といいますか、モノレール側、東側に神嶽川の旧護岸が確認をされております。今後、南側の建物を解体した後に、改めて埋蔵文化財の試掘調査を行う予定でございます。基本的には護岸、地図上では今BC地区は河川の区域だろうということ考えておるんですけれども、河川区域の場合は、基本的には今回の包蔵地というのが江戸時

代の生活の文化財が埋蔵されているってことですので、その当時、河川であったところについては遺構がないということで、本調査は不要なのではないかということで考えておるんですけども、試掘調査で発掘調査が正式に必要ということが判断されれば、また担当局と協議を行いまして、適切に対応していきたいと考えております。現状A地区と申しましたのはそういった理由でございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 江戸時代の地図ですから、江戸時代にきちっと測量して地図をつくっているわけじゃないんで、江戸時代の地図を基に、参考程度にはしているんでしょうけど、それを基に掘る掘らないを決めるというのはあまりにも稚拙、乱暴じゃないかなと思います。それはちょっと勘弁してください。

それと、埋蔵文化財包蔵地の調査に当たって、川はやらなくていいという法律、皆さんさっきから法律に基づいてとおっしゃっているんで、そういう法律はあるんですか。

○委員長（泉日出夫君） 神嶽川旦過地区整備室長。

○神嶽川旦過地区整備室長 昨年度調査した結果なんですけれども、A地区の東側、今お手元の資料でいくと図面の上段側のあたりのちょうどAとか立体とかという文字が書いてあるあたりを文化財調査しております。この際に発掘されたものが、江戸時代から昭和初期にかけての遺跡が出てきているっていう報告がなされてございます。その時代に河川敷であった部分につきましては、生活されているっていう場所ではなくて、あくまで川底っていう形ですので、遺構はないということが推定されるということで、今調査は必要ないのではないかと考えておるところですが、また、先ほども申しましたけれども、今年度改めて試掘調査を行います。基本的に旧護岸の線が大きく変わるということはないとは思ってはおりますけれども、試掘調査の結果、必要がありましたら、改めて関係局と調整しまして、適切に対応をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 法律に基づいてというのは当然のことなんですけど、皆さん法律を運用する立場でもあるんですよ。ですから、ここまではどうせないだろうからやらなくていいというようなことは、僕は最初から言っているように、市民が開発するときはもう完璧に行政任せなんですよ。市民がもうここはやらなくていいと言ったって、行政が、いや、ここもやらないといけませんよと言ったらやらないといけないんですよ。だから、それが根本的に、市民がやる場合とあなた方がやる場合の差というか、言葉を選ばずに言うとなあなた方が、市民がやる場合と自分たちがやる場合で都合のいいように運用していませんかっていうのを僕は今日言いたいわけですよ。

さっきから文化財は素人でしょって確認しているじゃないですか。私もそうですけど。素人であれば、ここまではやるけど、ここからはやらないよというような判断はしないでください

よ。江戸時代うんぬんと言っていますが、例えば門司だって、私もよく覚えていないけど、あそこはどこからか埋め立てた跡とか、見つかっているわけでしょ。古来川というのは、今よりもはるかに物流の大動脈だったわけですよ。だから、旦過市場は大正時代なのかもしれないけど、昔から住民の営みがあって、何が出てくるか分からないわけですよ。当時川だったと言ったって護岸があって、いろんな船着場だなんだとあるわけですよ。川の底に例えば昔使っていた食器であったり、日用品であったりとか、そういったものが埋まっている可能性だってあるわけですし、もっと遡れば化石だって出てくるかもしれないわけでありまして。だから、自分たちの都合に合わせて掘る掘らない、埋蔵文化財調査をするしないというのはやめてほしいというか、それは駄目だと思う。

○委員長（泉日出夫君） 神嶽川旦過地区整備室長。

○神嶽川旦過地区整備室長 委員のおっしゃるとおり、私どもも文化財の包蔵地につきましては、民間の開発者の方々と同じように担当局に届出を行いまして、まずは事前の調査で試掘調査をさせていただいて、その結果で、調査が不要であれば本調査はしませんし、調査が必要とであれば調査をさせていただいているところでございます。

今回、今年度試掘調査を行うというお話をさせていただきましたけれども、旧護岸線をまずは全て掘削して出す予定でございまして。その結果で、BC地区が河川の区域だったのかそうでなかったのかというところは改めて確認をさせていただくようには考えております。

そして、判断につきましては、基本的には文化財の担当部局と話をさせていただいた上で決定していくことにはなると思っておりますので、また試掘調査の結果を踏まえて、適切に対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 私も注視しますんで、ぜひ適切な調査をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） たくさんあるので、まずは1つずつ伺います。

門司港については、前回、令和6年4月18日の建設建築委員会で門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方についてという報告がありましたけれども、これについての決裁文書がないという情報が入っていますが、これが事実なのか、お答えください。

それと、旦過市場に北九大が来ますよという話ですけれども、BC地区に新たな建屋というか、計画を変えて建てるということになれば、これは市の新たな負担が生じるということですよ。どの程度の負担になるかということは、大学及び市で4.5億円ということになっているんですけれども、これが今後、どういう動きになっていくのかについて教えてください。

それから、若戸大橋大規模修繕とは何ぞや、教えてください。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○**事業推進課長** 4月18日の門司港地域複合公共施設の報告に関しての決裁文書の話ですが、決裁文書は我々は取っておりません。以上でございます。

○**委員長（泉日出夫君）** 神嶽川旦過地区整備室長。

○**神嶽川旦過地区整備室長** 市の新たな負担、大学及び市が4.5億円ということについて今後の予定について御報告をさせていただきます。

まず、大学の整備につきましては、あくまで所管局が別というところにはなるんですけども、担当局から聞いたところ、具体的な整備費用は、設置場所が決定した後に基本設計の中で算出していくと聞いています。

また、本日、こういった御質問があったことにつきましては、担当局にしっかりとお伝えをさせていただこうと考えております。以上です。

○**委員長（泉日出夫君）** 長寿命化担当課長。

○**長寿命化担当課長** 若戸大橋の大規模修繕とは何かということでございますけども、例で御説明したとおり、塗装の塗り替えですとかで、面積も大きくて、費用がかかり、また、その対策に複数年の事業がかかるというものを大規模修繕と言っております。以上でございます。

○**委員長（泉日出夫君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** まず、門司港から行きますけれども、決裁がないということは、行政としての意思決定がされていないまま委員会に報告をされているという認識でよろしいでしょうか。

○**委員長（泉日出夫君）** 事業推進課長。

○**事業推進課長** 委員会に報告する際には、まず、我々内部でどういった報告をするということを固めて、当然市長まで説明をした上で、こういう報告をするということで報告させていただいております。以上でございます。

○**委員長（泉日出夫君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** それでは、今までの委員会での報告全てにおいて決裁文書はないということなんですかね。

○**委員長（泉日出夫君）** 事業推進課長。

○**事業推進課長** 今回の報告に関しても決裁文書はございませんし、その都度しっかりと市の方針として市長まで諮った上で、委員会の中で報告をさせていただいているというところでございます。以上でございます。

○**委員長（泉日出夫君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** 委員会の報告そのものに対して決裁文書は要らないということですか。

○**委員長（泉日出夫君）** 総務課長。

○**総務課長** 最終的な判断をする際には決裁を取るようにはなると思うんですが、ここはまだ途中段階でございますので、口頭での報告、協議で、決裁という形ではなく、口頭で確認を取

って、報告をさせていただいているところでございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）途中での報告も決裁なしに報告をしているってことですかね。それは全体の委員会でいろんな報告事項があると思うんですけども、それも同じような手続が踏まれているということですか。

○委員長（泉日出夫君）総務課長。

○総務課長 私どものところではそのような形でさせていただいて、途中段階ではどちらもそのようにやっているのではないかと思います。どういう案件を報告するというのは、内部での決裁というか、口頭でそれは確認をさせていただいているところでございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）それって責任の所在が全く明らかじゃないんですよ。委員会に報告をするということは、市民に対して報告をするということですよ。それを誰の責任かも明らかになっていない中で報告をするってあまりに無責任じゃないですか。今後、改める考えはありますか。

○委員長（泉日出夫君）総務課長。

○総務課長 今後、最終的に遺構等々をどのような形で対処していくかということになれば、最終的なところで決裁は取らせていただきたいと思います。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）途中はしないんですか。途中というか、これは委員会に対して説明をしているわけでしょ。委員会に対して説明をするということの責任者は誰ですかっていうことを明確にするのが決裁文書ですよ。じゃあ、これは誰の責任においてやっているんですか。

○委員長（泉日出夫君）総務課長。

○総務課長 そこにつきましては、行政といたしまして、長の下、やっておるところでございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）いやいや、きちんとしゃべってください。誰の責任においてこの報告がされていますかってこと。

○委員長（泉日出夫君）総務課長。

○総務課長 局内、それから、市長の下、報告をさせていただいているところです。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）でも、この決裁文書がないということは、その証拠がないってことですよ、違いますか。

○委員長（泉日出夫君）総務課長。

○総務課長 そこは口頭でこういった報告をさせていただきますという報告をもって、協議を

した上で提出させていただいております。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）それが通用する世界なんですかね、市の行政って。市民に対する報告ですよ。今後も改める気はないんですか。

○委員長（泉日出夫君）総務課長。

○総務課長 現在のところ、これまでどおりの方法で進めてまいりたいと思っております。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）検討するぐらい言うてください。責任の所在が明らかになっていないんですから。

○委員長（泉日出夫君）総務課長。

○総務課長 問題等々がないというところを確認した上で報告をさせていただいておりますので、今後、委員がおっしゃられました検討といいますか、そういった問題があるないというところを判断した上で報告をさせていただきたいと思っております。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）あまりにも市民に対して失礼だし、議会に対しても失礼だと思います。せっかく濃い説明をする場ですから、これは誰の責任に基づいてやっている報告ですよということは明確にすべきだと私は思いますので、ぜひ検討してください。

それから、中身に入っていきますけれども、市民説明の状況についていろいろ書かれておりますけれども、今後も説明会を進めていくという判断をされていますけれども、この意見の公表等々は考えられておりますでしょうか。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 説明会につきましては今始めたところでございます、意見の取りまとめが終わりましたら、しっかりとした報告、また、市のホームページ等での掲載、こういったものは考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）それはぜひよろしく申し上げます。

先ほど西田委員からもありましたけれども、県の文化財担当者が立ち会ったということでもありますけれども、私はこれまでの前例を見てもなかったと、初めての事例だと思います。ここで立会いをしてもらった上で、県の権限というものはどういうところに、今後、生かされてくるのでしょうか。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 県の権限というところにつきましては、文化財行政を担う部局の判断にはなると思うんですけれども、我々としましては、学芸員がこういった発掘をするときには、県にこういうのをしますと言って、それに対して向こうからも通知が来ております。その中で、例

えば重要なものが出たときはどういう対応をするか、またしっかり協議させてくれってということもございますので、そういった意見をしっかりと受け止めて、今回は県の立会いということになっていると理解しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ということは、県の認識として、この遺構の重要性というのを認識した上で今回の立会いになったのかどうなのか、そこはどうですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 どういう認識かっていうところに関してはまだ文化財担当からそういった情報は得ておりませんので、申し訳ありませんが、今ここでお答えすることはできません。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 少なくとも1月25日の市長の記者会見と同時に、県には詳細な資料が渡されているわけですよね。そこで、県はどういう遺構なんだということを知っているはずなんですよね。今回の立会業務ということですから、その辺の確認は都市ブランド創造局にもしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、JRの水道工事がありましたね。これについては、狭小な幅だということで市が許可をしているわけですが、そこから遺構関連のものだとか遺物等々は出てこなかったという認識でよろしいですか、確認です。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 JRの管工事の発掘工事に関しましては、掘削の幅が狭小というところと、掘削の深さが深いというところで、土砂の崩壊による危険性等もあるので、安全に発掘調査を行うことができないという判断をしたため、工事立会ということになっております。この中で出てきた遺構ということに関しましては、しっかりと記録調査を行っている、このように聞いております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） あったということですね。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 遺構というか、そういったものが発見されたということは伺っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そこから出てきたということは、なぜここにトレンチを打たなかったのかという一つの疑問が残るんですけども、いかがですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 こちらのほうが、我々の施設を建てる場所ではない、JRの用地となってお

ります。JRが開発者ですので、そこで県に埋蔵文化財包蔵地なのでこういう開発をしますと
いうことを出して、その問いが来ているという認識でございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）ということは、出てきたのを確認したけども、それはJRの土地だから
口が出せないということですか。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 民間の土地だから口が出せないとか恐らくそういうことではなくて、判断と
しましては、狭小な部分なので、そういった立会による調査をしますという判断をしたという、
そういうふう聞いております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）この狭小の定義というのは分かりますか。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 具体的にその幅とか深さとかってというのがどこを超えたらっていう基準は
ないと思うんですが、ただ、今言った幅に関して深さが深い、そうなったときには非常に狭
いところの作業となりますので、その判断につきましては、文化庁のガイドラインで平成10年
に通知されているものや、北九州地区の埋蔵文化財発掘調査基準とか、そういった取扱いに基
づいて、安全上の問題を踏まえて、適切に対応していると聞いております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）もうこれは違う部署になるということになると思いますので、そこはあ
まり深く私は掘り下げませんが、一般的に狭小という言い方というのは、人が入るような
幅ではないんですよ、20センチとか30センチとかという幅を狭小なこととして特別に認めてい
るということであって、狭小だから掘っていいですよってという話ではなかったということなん
ですよ。これはまた別の委員会で議論がされていると思いますので。

それと、もう一つは、複合公共施設の整備費ですけれども、6月に補正予算を提出される
ということになってはいますが、当初79億円からどの程度増額となるのか、その見通しにつ
いてお聞かせください。

○委員長（泉日出夫君）事業推進課長。

○事業推進課長 事業費につきましてですが、現在、最新の建設工事単価、こういったものを
反映させて精査中でございます。事業費が整理され次第報告させていただきたいと思ってお
りますが、委員御指摘のとおり、ここ数年は、建設資材の単価や労務単価が上昇しているとい
うことで、具体的に、令和3年度から令和6年度の資材単価というところで申しますと、例えば
鉄筋につきましては70%、鉄骨資材については62%、コンクリートは40%、設備、機器に関し
ましては、変電設備ですと79%のアップ、また、労務費も当然上がっておりまして、16%とか2
0%とか、そういったオーダーで上がっております。

そういったことを鑑みますと、ほかの公共事業と同様に、当初の予定より増加する見込みということになります。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ざくっと言うてどれぐらいですか。倍ですか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 今御説明しました資材の上がりとか人件費、こういったものを鑑みますと、大体1.5倍から1.6倍程度というところで考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） このうち国の補助金ですけれども、市民ホールと図書館分だけしか出ないということになっていますよね。それ以外は債務負担になるというお考えでよろしいでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 事業推進課長。

○事業推進課長 補助金につきましては、図書館、ホールのほか、生涯学習センター、こちらにも補助金は充当できるということで、我々としましても、市の一般財源がなるべく増えないようにということで、国の補助制度で使える制度につきましては積極的に運用するということを考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そういうことのお考え方で検討をお願いしたいと思います。

それと、且過のお話ですけれども、4.5億円が新たな負担となるということについて、国の補助金は全て20億円ですよってという概算の詳細が出ていますよね。その内訳は、交付金の対象額が18億円、交付決定額が国から13.5億円と、そのあとの残り、地元負担額が4.5億円ということで、この最後の4.5億円が大学及び市の負担ってなっているんですね。これは新たな負担が生じることについて間違っていないですよ。

○委員長（泉日出夫君） 神嶽川且過地区整備室長。

○神嶽川且過地区整備室長 委員がおっしゃっておられます地元負担、大学及び市が4.5億円というものでございますけれども、恐らく政策局が御説明されたものだと思いますが、私も大学及び政策局に聞いたところによりますと、あくまでこの4.5億円というのは地元が負担する、大学の設備でございますので、大学から寄附金等を活用して、できるだけ自己資金の中で捻出を検討していきたいとは聞いております。それで、不足が出た場合は、また改めて大学からの相談があるのかとは思われますが、これが具体的にどういった額になるかっていうところにつきましては、私どもでは把握できていないといえますか、お答えがなかなか難しいところかと思っております。

また、先ほどの繰り返しになりますけれども、今の御質問があったことにつきましては担当局にもお伝えをさせていただこうと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これは事業費の概算ですから、できる限りつかんでおいていただきたいと思います。

実際に大学と市がどういう負担割合になるのかということも、しっかりつかむ必要があると思うんです。それと、肝腎要の大学の担当に伝えていただきたいという思いがあるので聞いてください。

多分全国で、こういう人材を育てていく学部が広げられていくんだらうと思います。これは学生の取り合いにもなるし、教員の取り合いにもなるわけですよ。そしたら、十分な学業を受けられる環境というものがいかに整えられていくかっていうことにも頭を置いてほしいなということを大学には伝えていただきたい。そして、間違っても学費は上げるようなやり方はするなよということです。

それから、若戸大橋に移りますけれども、大規模改修とは、要するに塗装も含めたということであると思うんですけれども、長い間、若松区民は有料であることに対して本当に不利益を余儀なくされてきているんですよ。若戸大橋が有料だったから、若松区民が軽自動車の所有率は一番多かったんですよ、軽は安いからですね。それほど不利益を被ってきたわけ。そして、長い間の若松区民の願いが実って無償化になりましたよって。無償化されたら、じゃあ無償化の温床でこんな事案が起きていますよって報道されたわけです。これってどうなんですかって、若松区民は、えー大丈夫なのって本当に不安に陥れられたんですよ。話を聞くと、無償化されて、この修理、保全というところは最低でも9,000万円は維持されてきましたよね。修理、保全は9,000万円です。だけど、定期点検はのけて9,000万円ですよ。だから、3.5億円ぐらいは大体毎年この保全、点検等も含めて入れられてきたわけですよ。そこがこの報道の中になかったというのが大問題なんですよけれども、そこはどう受け止められていますか。

○委員長（泉日出夫君） 長寿命化担当課長。

○長寿命化担当課長 確かに放送内容につきましては様々な見方ですとか受け止め方はあると思いますけども、事大規模修繕の塗り替えに関して言えば、9年間できていなかったというのは事実でございます。

委員からもありましたけども、その間につきましては、取りつけ橋のコンクリートの舗装補修、今ありましたような定期点検ですとか、また、修繕ではございませんけども、日常安全確保のために、道路の清掃といったような保全業務ですとか、パトロールといったような業務もきちんとさせていただいていますので。そういう点についてはしっかりと対応させていただいておりますので、それも説明っていうのをきちっと丁寧にやっていきたいと思います。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） この報道内容を見るともう本当に腹が立つんです。私たちも若戸大橋の

維持保全は大丈夫かということはずっと言ってきた立場ですから、それは本当に腹が立つ。その腹立たしい原因は、無料化はよかったけども、そのツケが回ってきたとまで言われとんですよ。それツケが回ってきたと思われていますか、課長。

○委員長（泉日出夫君） 長寿命化担当課長。

○長寿命化担当課長 繰り返しになりますけども、多額の費用を要します塗り替え工事ができていなかったということで、因果関係は明らかではありませんけども、金属片の落下ということも発生しておるといことなんですけども、今後、しっかり予算を確保してやっていきますので、皆様方には応援していただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） あくまで塗り替え費用なんですよ。塗り替え費用がこの9年間取られていなかったよって話でしょ。今度は塗り替え費用も含めて出しますよっていうのが武内市長の言い方のはずなんですよ。だけど、報道では、橋の専門家まで話を聞いているんですね。橋の専門家が何て言うたかって、小まめにメンテナンスをするほうが補修費用が少なくて済みますよって、当たり前やないですか、そんなん。当たりのことをわざわざ引用してそう言うわけですよ。非常に意図的なところを私は感じるんです。それに対して市長は、大規模修繕の予算が9年間全く取れていないと。これによって今どんどん若戸大橋から何かボルトが落ちたりとか、老朽化の弊害が出始めていますって言うているんです。どんどん落ちてくるんですか、ボルトは、こんなことを言われていいんですかね。

○委員長（泉日出夫君） 長寿命化担当課長。

○長寿命化担当課長 今回のこういう放送等につきましては、インフラですとか、公共施設も含めまして、老朽化という切り口で、若戸大橋の老朽化対策のうち、塗り替え工事をクローズアップして放送したものだと思っておりますので、そういった意味で維持管理の大切さといいますか、老朽化対策を進めていかないといけないということで、皆様に御理解いただけるという意味では理解が進んでいるということをおもっております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 点検、それから、補修、修繕、それも含めての予算は9年間の間もしっかり取られてきたわけです。取られてきて、老朽化が進んでいるのは当たり前です。それに対して、老朽化を防ぐために、今度は新たな手法を使って塗装をやり直しましょうっていうのが今回のことですよ。これは本当にマスコミよりも市長に抗議したい。何がどんどんボルトが落ちてくるだ。そんなこと言われて、若松区民は黙っていないですよ。それが無償化の温床やなんて言われたらですよ、そんなことは許されんと思います。市長に抗議してください。よろしくお願いします。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。三原委員。

○委員（三原朝利君） じゃあ、私は1点だけ、若戸大橋の件について、これは私の推測も含め

た意見ということで述べさせていただきたいと思います。

若戸大橋の今回の報道を受けての、担当部局としては、私は、個人的な推測も入りますが、多分複雑かつじくじたる思いであったのではないかなと思っております。なぜかという、やはり早期無償化の前倒しの中で、もちろん私も議論が多々されたのは覚えております。本当に従前どおりの維持管理費というものが確保されるのかと、でもそんな中でも政策判断でこの無償化というものが進んできたという事実があります。

そんな中で、投資的経費の削減であったり、そういう市の方針もあって、悔しくも塗装を中心としたいいわゆる大規模補修費用というものが確保できていなかったというのは今回の報告でも明らかでしょうし、そういう状況があったんだなと思います。

しかし、その中でも、やはり安心、安全通行を含めて、必要最低限のお金は何とか予算要望の中で確保して、そして、その通行の安全性というものを必死に確保してきていただいたのだなと思っております。

しかし、実際に因果関係は分からないにしろ、ボルトが落ちたという報道がなされた事実もあった中で、やはり大規模修繕というもののしっかりとした費用を確保していかないといけないと、これが認められてこなかったというのは事実だと思いますので、それを改めて今回待たなしたということで、新たな市政の下で議会にも提出し、そして、議員の皆様にも認めていただいたということだと思います。

実際にこれから費用がかかっていくというのは、安心・安全のため、老朽化対策も必要ということだと思いますので、何と申しますか、引き続き今回求められた予算でしっかり確保して提案をしていただいて、安心・安全を確保していただきたいと思います。私は意見として述べさせていただきます。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問や意見はございますでしょうか。

なければ以上で報告を終わります。

ここで執行部は退室を願います。

（執行部退室）

委員の皆様申し上げます。

12時を過ぎておりますが、所管事務の調査で行政視察について少し協議をいただければと思っておりますので、このまま続けていきたいと思っております。

それでは次に、所管事務の調査を行います。

行政視察について協議を行います。

委員の皆様から提出いただいた視察先の案について取りまとめを行い、正副委員長案としてお手元に配付をしております。前回の委員会で決定をしましたとおり、本日はこの案の中から皆様の御意見を伺い、視察先の優先順位を決定いたします。

今後の作業といたしましては、事務局において、視察先との受入れ交渉を行い、最終的な視

察先、日程等の案を提示させていただきたいと思います。

それでは、お手元配付の案について皆様から提案理由や御意見を伺いたいと思います。御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのような形で、正副委員長で協議をした上で優先順位を決定していきたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、異議なしと認めて、そのように決定をいたしました。

以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会いたします。

建設建築委員会 委員長 泉 日出夫 ㊟